

2021(R3)年度 鳥取県若者定住等による集落活性化総合対策事業費補助金

小規模高齢化集落等の過疎化の進行に歯止めをかけ、将来に向けてその解消を図るため、集落の担い手確保や、地域が一体となって居住環境の整備や農林業等の生活基盤の改善に向け行う取組を支援します。

小規模高齢化集落等とは…

高齢化率が50%以上かつ世帯数が20戸未満の集落（小規模高齢化集落）、高齢化率が40%以上かつ世帯数が30戸未満の集落（小規模高齢化集落に準じる集落）

※高齢化率30%未満でも、世帯数が極端に少ない等で将来的に集落の維持が危ぶまれると市町が認める集落を含む

1. 移住者直接支援事業【間接】

地域プランに基づき、小規模高齢化集落等へ移住する者に対して、生活費や住居改修費の一部を支援

1) 補助対象経費

ア 移住者生活支援

集落等に新たに居住し、地域活性化の取組を行う者に対する奨励金（生活費の支援）

イ 住宅取得等支援

集落等に居住する際の住宅取得等支援（住居の購入及び改修、借り上げに係る経費）

ウ 地域活性化活動支援

移住者が取り組む地域活性化活動に要する経費（研修受講、資格取得（軽トラ、機械等の運転免許、狩猟免許等、農林業機械、施設の取得（耕耘機、ビニールハウス等）等）

エ 奨学金返済支援

移住者が借入れを行った奨学金の返済に係る経費等

2) 事業実施主体

小規模高齢化集落等に新たに居住する世帯（Iターン、Uターン）※

※同一町内からの移動（一次居住除く）、修学終了のためのUターンを除く

3) 県補助限度額（年間）

ア 移住者生活支援……………166万6千円/世帯 ※最長3年間

イ 住宅取得等支援……………ウと合計で166万6千円/世帯 ※単年度、家賃等の場合のみ最長3年間

ウ 地域活性化活動支援……………イと合計で166万6千円/世帯 ※単年度

エ 奨学金返済支援……………返済月額を単位として1年分を上限 ※最長3年間

補助率：いずれも市町負担額の2/3（地域プラン終了後は市町負担額の1/2）



移住後3年間で
1,000万円弱/世帯
の支援が可能

2. 地域維持活動・地域活性化支援事業【直接、間接】

地域プランに基づき、集落等が県補助事業を活用して地域の保全対策や地域活性化の取組を行う場合に、地元負担額を軽減（県補助金の高上げ）

1) 補助対象経費

ア 地域の保全対策の取組（農林地の保全、景観向上、鳥獣被害対策等）

イ 地域活性化の取組（地域資源を活用したコミュニティビジネスや起業、伝統文化の継承等）

2) 事業実施主体

県補助金等で規定される者（市町、NPO、団体、住民組織、個人、企業等）

3) 県補助限度額

2/3を上限とした率から県補助金等で規定される県補助率を差し引いた率

本事業の活用には、事前に「地域プラン」の策定が必要になります。地域プランは、地域・集落の現状や課題、将来に向かって移住者と共に取り組む事業内容を示した計画書です。